

調査内容

I	調査地	千葉県松戸市 人口 481,961人 面積61.38km ² H27.4.1現在
	調査月日	平成27年7月28日(火)
	調査事件	会派代表質問等について
	概要	<p>1 会派代表質問の実施状況について</p> <p>(1) 一般質問実施状況 6・9・12月定例会(個人による一般質問) 3月定例会(会派代表による一般質問)</p> <p>(2) 代表質問導入時期 昭和43年3月定例会から実施 質問順位は、昭和51年3月定例会から大会派順に。</p> <p>(3) 代表質問の趣旨 3月定例会で市長から示される新年度に向けての施政方針の内容を中心に質問を行っている。</p> <p>(4) 代表質問実施の経過</p> <p>① 昭和43年3月から会派代表者による質問形態に。</p> <p>② 平成10年から質問時間(回答含む)を会派120分、無所属30分とする。</p> <p>③ 平成27年3月定例会から会派持ち時間変更</p> <p>ア 発端…議会運営委員会において諮られ、多数決にて決定</p> <p>イ 積算根拠 3日間の総質問時間 920分 一人当たり時間 10分、会派基礎時間 60分、個人基礎時間 20分</p> <p>ウ 割り振り結果 10人会派 160分、5人会派 110分、個人 30分</p> <p>2 予算決算関連議案の審査方法について</p> <p>(1) 予算(特別委員会設置)</p> <p>① 予算議案議題、質疑</p> <p>② 委員12名をもって構成する「予算審査特別委員会」を設置</p> <p>③ 特別委員会において質疑・討論・採決</p> <p>④ 本会議において特別委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p>(2) 決算(特別委員会及び4分科会設置)</p>

		<p>① 決算議案議題、質疑</p> <p>② 議会監査委員を除く 40 名の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置</p> <p>③ 特別委員会の下に常任委員会を単位とする分科会を設置</p> <p>④ 分科会委員長を中心に、常任委員会の所管ごとに決算議案を分割、1日1分科会ずつ4日間で審査</p> <p>⑤ 特別委員会において、一般会計については、審査を担当した部分について、また、特別会計及び企業会計については、担当した会計ごとに各分科会委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p>⑥ 本会議において特別委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p>3 議会運営の現状について</p> <p>(1) 議会の構成 条例定数、現員数ともに 44 人、7 会派、無所属 3 人</p> <p>(2) 法定委員会 ・ 4 常任委員会（総務財務、健康福祉、教育環境、建設経済） ・ 議会運営委員会</p> <p>(3) 特別委員会（市立病院検討特別委員会）</p> <p>(4) 協議・調整を行う場（全員協議会、広報委員会）</p>
	委員会のまとめ	<p>松戸市における会派代表質問は、3月定例会で市長から示される施政方針の内容を中心に行っている。当市では、施政方針の説明が火曜日にあり、質問提出締切りが水曜日午前10時である。これでは、施政方針に対する質問を十分にできない。できれば、施政方針の内容の概要だけでも前週に示していただくようにすべきである。</p> <p>また、会派代表質問と無会派議員の一般質問の時間配分については、明確に差別化されているようである。当市においても、今後、時間配分等を含め、会派代表質問のあり方を検討すべきであると考えます。</p> <p>予算審査については、12名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているが、当市においては現在の分科会審査が適していると思われる。決算審査については、概ね当市と同じである。</p>

II	調査地	<p>千葉県佐倉市</p> <p>人口175,128人 面積103.69km² H27.4.1現在</p>
----	-----	---

調査月日	平成27年7月29日（水）
調査事件	議会基本条例及び政治倫理条例等について
概要	<p>1 議会基本条例及び政治倫理条例を制定するに至った経緯と現状について</p> <p>(1) 背景 平成21年1月、特定議員の執行部に対する不適切な働きかけが公になり、同年3月24日に「議員の政治倫理に関する決議」を賛成多数で議決した。当該議決に、「議員の政治倫理条例を含めた議会基本条例の制定に取り組むこと」と明記されたことから、条例制定など、議会改革に関する検討を主体的に行う「議会改革特別委員会」を同日設置し、本格的な改革活動をスタートさせた。</p> <p>(2) 策定過程と活動状況 設置後、約20カ月の間に27回の委員会を開催し、実質的な課題を解決しつつ、「議会基本条例」及び「政治倫理条例」の制定に向けて検討を重ねてきた。 全ての議員が、議会改革、特に議会基本条例制定の必要性について、共通認識を持つべく、議員研修会（議会改革の課題と議会基本条例の意義＝講師「廣瀬克哉法政大学教授」）や視察研修会（所沢市、京丹後市、会津若松市、奥州市、一関市）を実施した。また、市民意見の公募等も行った。</p> <p>2 制定後の議員の意識の変化と活動について</p> <p>(1) 平成23年5月以降、議会改革を推進するための新たな組織として「議会改革推進委員会」を設置した。 なお、当委員会は、議会基本条例第27条が求める、継続的に議会改革に取り組む場として設置されたものであり、議長の諮問機関的な役割となっている。</p> <p>(2) 平成25年5月以降、諮問機関である「議会改革推進委員会」には決定権限が付与されていないため、各協議事項を所管する委員会等で、同様の協議が繰り返し行われた結果、改革実行までに相当の時間を要したことから、「議会改革推進委員会」を一時休止し、「会派代表者会議」が中心になり、議会改革を推進することとした。</p> <p>(3) これまでの取組状況（議会基本条例施行後）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 議会報告会及び意見交換会の開催 ② 予算及び決算関連議案に関する審査手法の見直し ③ インターネットを活用した議会中継の活用 ④ 審議会等の開催状況の報告手法の決定 ⑤ 佐倉市議会政治倫理条例の改正

		<p>⑥ 予算関連議案審査に必要な資料作成の要請</p> <p>3 議会報告会及び意見交換会について 情報の共有と市民意見の把握を目的とした「議会報告会」及び「意見交換会」の開催については、議会基本条例により、広報広聴委員会が主体的に行うことになっている。平成 23 年の公報広聴委員会において「佐倉市議会報告会等実施要綱」を策定し、平成 23 年度から毎年開催している。 なお、平成 25 年、平成 26 年度は、これまでの実績及び会議参加者の意見を踏まえ、多様な意見の把握に重点を置き、意見交換に特化した形式で開催した。</p> <p>4 議員提案の現状について (1) 政策的条例等の制定の提案状況 ① 佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 22 年度否決）（小中学生のプールの入場料について、1 回 100 円を無料にしようとするもの） ② 佐倉市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 22 年度可決） ③ 佐倉市議会基本条例（平成 22 年度可決） ④ 佐倉市議会議員政治倫理条例（平成 22 年度可決） (2) 市長提出議案に対する修正案の提案状況 平成 21 年度～平成 27 年 6 月までの提案が 6 件で、可決されたのは 4 件</p>
	<p>委員会の ま と め</p>	<p>佐倉市において、議会基本条例及び政治倫理条例を制定するに至った経緯は、特定議員の入札妨害に起因している。具体的に議員が執行部に対して不適切な働きかけを行った場合の「働きかけ記録」の提出を市長に求めることができるなど、制定後は、議員に対する抑止力となり、政治倫理条例を遵守していると説明があった。まさしく、議員の心構えを条例として定めたものであることが確認できた。</p> <p>また、第 3 条第 7 項の「セクシャルハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと」等は、条例を再検討する場合には参考になるのではないか。</p> <p>議会懇談会等については、一定の公的な機関の代表者などとのテーマを決めた意見交換は効果的である。なお、開催については、基本条例に掲げる理念に基づき議会内の意見集約を図った上で判断すべきである。</p>

